





# 次 第

## 1 開 会

## 2 会長挨拶

## 3 報 告

報告事項 1 佐賀県準備委員会 専門委員会の開催について

## 4 議 事

### 第 1 号議案 広報・報道専門委員会関係

第 1 号議案－ 1 佐賀県広報・報道基本方針（案）

第 1 号議案－ 2 佐賀県広報・報道関係業務年次別推進計画（案）

### 第 2 号議案 競技専門委員会関係

第 2 号議案－ 1 佐賀県開催競技種目別大会運営基本方針（案）

第 2 号議案－ 2 佐賀県開催競技種目別大会 大会役員、競技役員、  
運営役員及び補助員編成基準（案）

第 2 号議案－ 3 佐賀県競技関係業務年次別推進計画（案）

### 第 3 号議案 宿泊・衛生専門委員会関係

第 3 号議案－ 1 佐賀県宿泊対策基本方針（案）

第 3 号議案－ 2 佐賀県保健医療対策基本方針（案）

第 3 号議案－ 3 佐賀県医療救護対策要項（案）

第 3 号議案－ 4 佐賀県環境・食品衛生対策要項（案）

第 3 号議案－ 5 佐賀県宿泊・衛生関係業務年次別推進計画（案）

### 第 4 号議案 交通・防災専門委員会関係

第 4 号議案－ 1 佐賀県交通・防災対策基本方針（案）

第 4 号議案－ 2 佐賀県交通・防災関係業務年次別推進計画（案）

### 第 5 号議案 令和 6 年度全国高等学校総合体育大会

佐賀県開催競技種目別大会日程・競技会場（案）

### 第 6 号議案 令和 6 年度全国高等学校総合体育大会

佐賀県実行委員会会則（案）

## 5 閉 会

## 佐賀県準備委員会 専門委員会の開催について

令和6年度全国高等学校総合体育大会佐賀県準備委員会総会から付託された事項について、各専門委員会において審議しましたので、同準備委員会会則第10条第2項の規定に基づき報告します。

広報・報道専門委員会 委員長 廣重 昭博  
 競技専門委員会 委員長 松雪 誉  
 宿泊・衛生専門委員会 委員長 牛島 徹  
 交通・防災専門委員会 委員長 吉松 幸宏

### 1. 広報・報道専門委員会

- (1) 日 時 令和4年11月25日(金) 14時00分～14時45分  
 (2) 場 所 佐賀県庁 特別会議室  
 (3) 委 員

(敬称略)

No.	役職名	氏名	所属団体名等	代理出席
1	委員長	廣重 昭博	県高等学校体育連盟 副会長	
2	副委員長	福地 昌平	県高等学校文化連盟 副会長	
3	委員	副島 由紀子	県広報広聴課 副課長	
4	委員	古川 修一	県観光課 副課長	
5	委員	横町 敬司	県報道課 副課長	
6	委員	久保 緑	県 SAGA2024 企画広報チーム 参事	
7	委員	久保 隆慶	県高等学校 PTA 連合会 事務局長	
8	委員	佐々木 浩人	読売新聞西部本社佐賀支局 支局長	
9	委員	伊丹 晃	日本放送協会佐賀放送局 コンテンツセンター長	上村 晴彦

- (4) 議 事 ① 佐賀県広報・報道基本方針(案)について  
 ② 広報・報道関係業務年次別推進計画(案)について

#### (5) 意見交換

<主な意見(要旨)>

- 広報用のブースなどにおいて、SAGA2024 と北部九州総体、双方の広報物を置くことで相乗効果を高めることなどは十分に考えられると思う。
- 認知度を上げていきたい競技のPRについては、SAGA2024 と北部九州総体の関係部署で協力し合ってやっていくとより効果的なのではないか。
- 報道機関としては、北部九州総体を盛り上げる企画などに取り組んでいくと思う。その際、SAGA2024 とどのように連携していくかも大切になってくると思う。

## 2. 競技専門委員会

(1) 日 時 令和4年10月31日(月) 14時00分～14時45分

(2) 場 所 佐賀県立高志高等学校 応接室

(3) 委 員

(敬称略)

No.	役職名	氏名	所属団体名等	代理出席
1	委員長	松雪 誉	県高等学校体育連盟 副会長	
2	副委員長	野中 通兼	(公財)県スポーツ協会 事務局次長	
3	委員	持永 雅之	県高等学校体育連盟 理事長	
4	委員	宮崎 健介	県高等学校体育連盟 水泳専門委員長	
5	委員	末次 孝文	県高等学校体育連盟 バドミントン専門委員長	
6	委員	中村 百次郎	県高等学校体育連盟 レスリング専門委員長	田代 大貴
7	委員	森田 隆宏	県高等学校体育連盟 ホクシング専門委員長	片渕 希
8	委員	野本 尚子	県高等学校体育連盟 フェンシング専門委員長	
9	委員	高森 英文	県高等学校体育連盟 少林寺拳法専門委員長	
10	委員	平野 隆治	県 SAGA2024 競技運営チーム 副課長	
11	委員	水口 一男	佐賀市国スポ・全障スポ競技課 副課長	
12	委員	中村 亮太	嬉野市 SAGA2024 推進課 主任	

- (4) 議 事
- ① 佐賀県開催競技種目別大会運営基本方針(案)について
  - ② 佐賀県開催競技種目別大会  
大会役員、競技役員、運営役員及び補助員編成基準(案)について
  - ③ 競技関係業務年次別推進計画(案)について

### (5) 意見交換

<主な意見(要旨)>

- 地元開催ということで選手勧誘にも力をいれているが、スタッフ不足のため選手強化と大会準備を同じスタッフが同時進行で行わなければならない。スタッフの確保について最大限の配慮をお願いしたい。
- SAGA2024 との兼ね合いもあり、スタッフ不足が深刻な課題である。九州各県から役員を数名派遣してもらえるが、それでも足りないことが予想される。近県にはさらに追加要請をしたいと思っている。
- 北部九州総体、SAGA2024 を通して競技人口の増加につなげていきたいと考えている。現在、県大会以上の規模の大会を開催する際には競技用具を他県から借用している。北部九州総体、SAGA2024 で盛り上がった競技熱をこれから先につなげていくためにも、競技用具の整備をお願いしたい。

### 3. 宿泊・衛生専門委員会

(1) 日 時 令和4年12月2日(金) 14時00分～15時00分

(2) 場 所 佐賀県庁 教育委員会室

(3) 委 員

(敬称略)

No.	役職名	氏名	所属団体名等	代理出席
1	委員長	牛島 徹	県高等学校体育連盟 会長	
2	副委員長	織田 徳彌	県旅館ホテル生活衛生同業組合 副理事長	
3	委員	平野 裕二	県生活衛生課 副課長	
4	委員	永尾 一恵	県医務課 技術監	
5	委員	打越 隆敏	県 SAGA2024 施設調整チーム 副課長	
6	委員	山田 聡	(株) JTB 佐賀支店 支店長	佐藤 広志
7	委員	枝國 源一郎	県医師会 常任理事	中山 修一
8	委員	齋藤 秀子	県看護協会 副会長	

- (4) 議 事
- ① 佐賀県宿泊対策基本方針(案)について
  - ② 佐賀県保健医療対策基本方針(案)について
  - ③ 佐賀県医療救護対策要項(案)について
  - ④ 佐賀県環境・食品衛生対策要項(案)について
  - ⑤ 宿泊・衛生関係業務年次別推進計画(案)について

#### (5) 意見交換

<主な意見(要旨)>

- 感染症対策として、救護所とは別に部屋を確保(隔離用)が必要ではないか。今年の栃木国体では「静養室」を準備されていた。
- 看護師の派遣についても、感染症対策がなされているなど条件付きの場合があるため、別室の準備等の対応をお願いしたい。
- SAGA2024 の開催に向けて、現在、アスリートメニューの作成を進めている。同じスポーツ大会で、しかも同年開催なので、北部九州総体でも参考にしてもらってよいと考えている。

#### 4. 交通・防災専門委員会

- (1) 日 時 令和4年11月24日(木) 10時30分～11時15分  
(2) 場 所 佐賀県庁 教育委員会室  
(3) 委 員

(敬称略)

No.	役職名	氏名	所属団体名等	代理出席
1	委員長	吉松 幸宏	県高等学校体育連盟 副会長	
2	副委員長	江上 康男	県バス・タクシー協会 専務理事	
3	委員	津山 謙二	県消防保安室 副室長	
4	委員	打越 隆敏	SAGA2024 施設調整チーム 副課長	馬郡 匡宏
5	委員	前田 浩一	県警本部交通規制課 課長補佐	
6	委員	貝塚 秀樹	県警本部警備第二課 警備対策官	

- (4) 議 事 ① 佐賀県交通・防災対策基本方針(案)について  
② 交通・防災関係業務年次別推進計画(案)について

#### (5) 意見交換

<主な意見(要旨)>

- バスの乗車人数が多くなると乗り降りに時間がかかるため、交通系ICカードの活用を周知していただきたい。県内バスには完備しているため、スムーズな乗降と渋滞緩和につながると思う。
- 韓国で雑踏事故が発生した。場合によっては、雑踏警備対策の検討も必要ではないか。
- 大型のイベントが開催される際には、大渋滞が発生する。事前の告知や誘導員の確保をお願いしたい。

# 第1号議案

## 広報・報道専門委員会関係

## 令和6年度全国高等学校総合体育大会 佐賀県広報・報道基本方針（案）

### 1 趣 旨

令和6年度全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という。）の開催にあたり、高校生をはじめ広く県民の理解と協力のもと、全国から訪れる関係者を温かく迎え、高校生のスポーツ最大の大会を盛り上げるため、各種の広報媒体を活用し、積極的かつ効果的な広報活動を展開する。

また、競技記録を収集し、競技結果を報道機関及び大会関係団体等へ正確かつ迅速に提供するとともに、円滑な報道活動が行われるよう、必要な連絡調整を行い、大会報道取材の便宜を図る。

### 2 関係機関等との連携

広報活動の実施については、佐賀県準備（実行）委員会が、北部九州3県準備（実行）委員会と連携を図り、関係団体の協力を得ながら推進するものとする。

### 3 主要事業

#### （1）高校生活動による広報

高校生が企画立案する大会前イベント開催等による広報

#### （2）大会愛称等による広報

大会を象徴する大会愛称等の普及による広報

#### （3）印刷物等による広報

佐賀県準備（実行）委員会が発行する印刷物及び各種刊行物、広報グッズ等による広報

#### （4）多様なメディアによる広報

新聞、テレビ、ラジオ、インターネット(SNS)等による広報

#### （5）催事等による広報

イベント、各種行事等による広報

#### （6）屋外広告物による広報

デジタルサイネージ、横断幕等による広報

#### （7）県及び会場地に関する観光情報等の提供

観光情報の提供等による佐賀県の魅力発信

### 4 報道協議会との連携

報道に関する連絡調整等を行い、報道事業の円滑な運営を図るため、福岡県に設置する報道協議会と連携を図る。

### 5 記録センター等との連携

競技記録の収集及び競技結果の提供等、報道事業の円滑な運営を図るため、福岡県に設置する記録センター及びプレスセンターと連携を図る。

佐賀県広報・報道関係業務年次別推進計画（案）

業務内容	令和4年度 (2年前)	令和5年度 (1年前)	令和6年度 (開催年)
1 広報・報道計画			
(1) 広報・報道基本方針	基本方針策定		
(2) 年次別推進計画	内容検討・作成		
2 広報活動			
(1) 大会愛称等	表彰式開催		
(2) 総合ポスター	作製	配布	→
(3) 競技種目別ポスター		作製・配布	→
(4) 総体ニュース※	第1号(佐賀)	第2号(長崎)第3号(大分)	第4号(福岡)
(5) 友情の花伝達式※	開催4県調整	実施	
(6) カウントダウンイベント		300日前イベント	100日前イベント
(7) 総合案内所	内容検討	設置要項作成・作製	設置・運営
(8) 草花装飾	内容検討	試験栽培	栽培・設置
(9) 大会ハンドブック(佐賀)※	開催4県調整	内容検討	作製・配布
(10) 服飾		内容検討	作製・配布
(11) 横断幕・懸垂幕等	検討	作製・設置	→
(12) 広告等(空港・駅等)	内容検討	作製・設置	→
(13) 広報物作成(ポケットティッシュ等)	内容検討	作製・配布	→
(14) ホームページ※	内容検討	開設・運営	運営
(15) SAGA2024との連携	内容検討	実施	→
3 高体連マーク等の使用			
(1) 使用申請受付・承認		申請受付・承認	→
4 参加章・入賞メダル			
(1) 参加章(長崎)※	内容検討	図案決定	作製・配布
(2) 入賞メダル(大分)※	内容検討	図案決定	作製・配布
5 報道			
(1) プレスセンター(福岡)	開催4県調整	内容検討	設置
(2) 報道協議会(福岡)	開催4県調整	設置	開催
(3) 報道のしおり(福岡)※		内容検討	作製・配布
6 高校生活動			
(1) 高校生活動推進委員会	内容検討	設立・広報活動	→
7 報告書			
(1) 大会報告書(福岡)※		編集方針策定	作製・配布
(2) 佐賀県大会報告書		編集方針策定	作製・配布

※の箇所は開催4県共通作製物で( )内は担当県

## 第2号議案

# 競技専門委員会関係

## 令和6年度全国高等学校総合体育大会 佐賀県開催競技種目別大会運営基本方針（案）

### 1 趣 旨

令和6年度全国高等学校総合体育大会の競技種目別大会は、(公財)全国高等学校体育連盟(以下「全国高体連」という。)が定める「全国高等学校総合体育大会開催基準要項」及び令和6年度全国高等学校総合体育大会佐賀県準備(実行)委員会(以下「県委員会」という。)が定める「令和6年度全国高等学校総合体育大会佐賀県開催基本構想」に基づき、効率的な大会運営に努める。

### 2 競技施設・設備

- (1) 競技会場及び練習会場として使用する施設・設備は、既存の施設・設備を有効に活用する。
- (2) 施設・設備の仮設については、競技特性及び安全面に配慮し、必要最小限にとどめ、競技運営に支障がないよう計画的な整備に努める。

### 3 競技用具・備品

- (1) 競技用具・備品については、県及び関係佐賀県競技団体(以下「県競技団体」という。)等が所有しているものを活用する。原則として新たな競技用具・備品の購入はしない。
- (2) 競技用具・備品に不足が生じた場合は、原則として県内市町や九州各県が所有する競技用具・備品を借用する。  
なお、県内市町や九州各県の所有する競技用具・備品で賅えない場合は、可能な限り近隣県から借用する。
- (3) 上記(1)(2)により調達しても、不足する競技用具・備品については、県委員会が別途対応について協議する。

### 4 大会役員等の編成

- (1) 競技種目別大会の大会役員、競技役員、運営役員及び補助員(以下「大会役員等」という。)の編成は、県委員会が県高体連専門部、全国高体連専門部、関係全国中央競技団体及び県競技団体と密接な連携のもとに十分協議し、調整のうえ編成する。
- (2) 競技運営上、県外関係者に協力を要請する場合は、九州各県の関係者を中心に編成する。なお、九州各県の関係者で賅えない場合は、近隣県の関係者を優先する。
- (3) 大会役員等の編成にあたっての基準については、別途定めるものとする。

### 5 競技役員等の養成

競技役員・運営役員及び補助員の養成については、佐賀県高等学校体育連盟(以下「県高体連」という。)専門部及び県競技団体が主体となり、県委員会と連携のもとに計画的に実施する。

### 6 練習会場

- (1) チーム数・人数等を考慮し、必要最小限にとどめる。
- (2) 原則として学校等の施設を活用する。

### 7 競技種目別大会 開・閉会式

全国高等学校総合体育大会開催基準要項に基づいて行う開・閉会式は、華美とならないよう簡素化に努めるものとする。

## 令和6年度全国高等学校総合体育大佐賀県開催競技種目別大会 大会役員、競技役員、運営役員及び補助員編成基準（案）

### 1 編成の基本方針

- (1) 令和6年度全国高等学校総合体育大会における競技種目別大会の大会役員、競技役員、運営役員及び補助員（以下「役員等」という。）の編成については、佐賀県準備（実行）委員会（以下「県委員会」という。）が、佐賀県高等学校体育連盟（以下「県高体連」という。）専門部、（公財）全国高等学校体育連盟（以下「全国高体連」という。）専門部、関係全国中央競技団体（以下「全国競技団体」という。）及び関係佐賀県競技団体（以下「県競技団体」という。）と密接な連携のもとに十分協議し、調整のうえ編成する。
- (2) 競技運営上、県外関係者に協力を要請する場合は、原則として九州各県の関係者を中心に編成する。なお、九州各県の関係者で賄えない場合は、近隣県の関係者を優先する。

### 2 役員等の編成

- (1) 競技種目別大会役員  
競技種目別大会役員は、「全国高等学校総合体育大会競技種目別大会役員編成基準表（全国高等学校総合体育大会開催基準要項別表）」に基づき編成する。
- (2) 競技役員  
競技役員は、総括、総務及び審判など直接競技運営に携わる者とし、全国高体連専門部、全国競技団体、県高体連専門部、県競技団体及び学校関係者等で編成する。
- (3) 運営役員  
運営役員は、受付案内、接待及び庶務会計など直接競技運営に携わらない者とし、原則として会場及び会場周辺为学校関係者等で編成する。
- (4) 補助員  
補助員は、補助的業務を行う者とし、会場及び会場周辺の高校生等で編成する。ただし、会場及び会場周辺の高校生等で賄えない場合は、県委員会が関係団体等と別途対応について協議する。

### 3 重複者の調整

- 競技役員や運営役員の候補者が他の役職等と重複する場合は、下記の原則に基づき、県委員会、県高体連専門部及び県競技団体の協議により調整する。
- (1) 監督、コーチと役員が重複する場合は、監督、コーチを優先する。
  - (2) 競技役員と運営役員が重複する場合は、競技役員を優先する。
  - (3) 競技種目間で重複する場合は、県高体連専門部、県競技団体及び県委員会との協議により決定する。

### 4 業務内容例

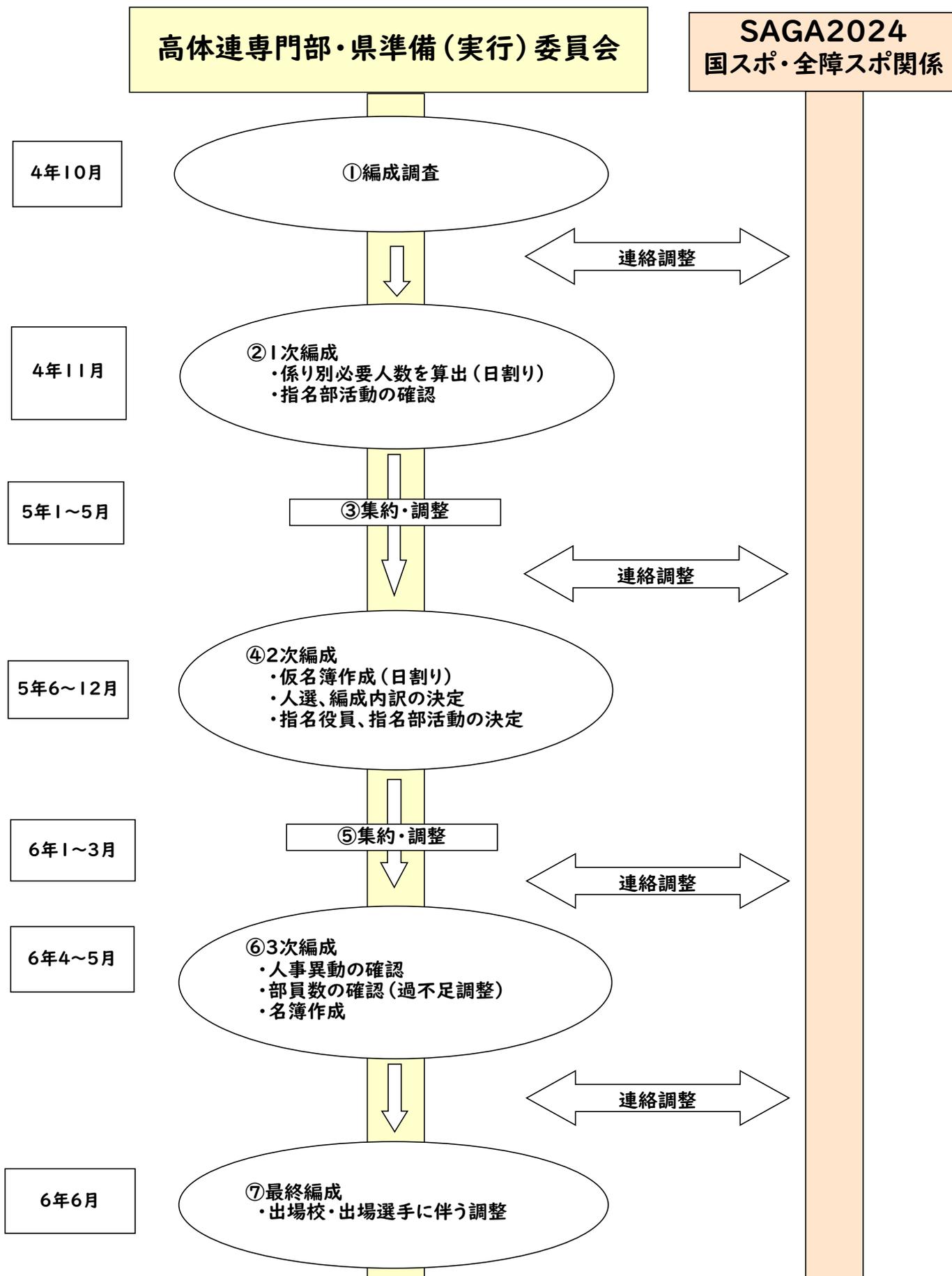
- (1) 競技役員（競技運営に直接携わる役員）

ア 総括	イ 総務	ウ 審判	エ 進行	オ 競技記録
カ 表彰	キ 得点表示	ク 用具管理	ケ 救護	コ 計量
- (2) 運営役員（競技運営に直接携わらない役員）

ア 受付案内	イ 接待	ウ 環境美化	エ 会場設営	オ 施設管理
カ 式典筆耕	キ 練習会場	ク 記録撮影	ケ 弁当	コ IDチェック
- (3) 補助員

ア 競技補助員（競技役員の補助的業務を行う者）	
イ 運営補助員（運営役員の補助的業務を行う者）	

役員及び補助員編成 フローチャート



佐賀県競技関係業務年次別推進計画（案）

業務内容	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 全体計画			
(1)年次別推進計画	作成		
(2)競技・練習会場	競技会場地内定	練習・競技会場決定【承認】	施設使用申請
(3)競技・練習会場運用計画	運用計画検討・作成	運用計画決定	
(4)競技会場施設一覧	競技会場施設一覧作成	競技会場施設一覧作成【承認】	
2 競技日程			
(1)競技日程	競技日程検討・調整・作成	競技日程決定【承認】	
3 競技種目別実施要項			
(1)実施要項	作成要領検討・策定	要項作成・決定【承認】	大会HP掲載
(2)参加申込システム	様式検討・調整	様式決定・作成	大会HP掲載
4 競技種目別ポスター及びプログラム			
(1)競技別ポスター	作成要領作成	募集要項作成、募集・決定	【承認】作成・配布
(2)競技種目別プログラム	作成要領作成	編成基準・作成要領作成	作成・配布
5 役員、補助員			
(1)編成計画	編成基準検討・編成調査・ヒアリング・実施要項作成	編成事業実施	最終編成・委嘱
6 競技種目別大会			
(1)開閉会式		計画作成	実施
(2)競技種目別大会運営費	競技種目別経費試算	競技種目別経費試算	【承認】決算書作成
(3)大会諸経費（受益者負担）	競技種目別経費試算	競技種目別経費試算	【承認】決算書作成
7 競技施設・用具調査			
(1)競技施設・用具調査	競技施設・用具調査	用具借用等調整・用具使用申請	競技用具の購入、借用・退却
8 競技記録			
(1)記録収集全体計画	全体計画の検討	全体計画作成	
(2)競技種目別記録収集計画	調査・検討	記録収集計画作成	報告書作成
(3)記録用紙	調査・検討	様式決定、作成	実施
(4)競技種目別記録本部運営要領	調査・検討	運営要領作成	運営

※【承認】：全国高体連承認事項

## 第 3 号議案

### 宿泊・衛生専門委員会関係

## 令和6年度全国高等学校総合体育大会 佐賀県宿泊対策基本方針（案）

### 1 趣 旨

令和6年度全国高等学校総合体育大会に参加する都道府県本部役員、選手、監督、大会役員、競技役員、運営役員、補助員、視察員及び報道関係者等（以下「大会参加者」という。）の宿泊については、大会参加者が十分休養できるよう、快適かつ安全な宿舎の提供に努める。

### 2 関係機関との連携

宿泊対策については、令和6年度全国高等学校総合体育大会佐賀県準備（実行）委員会（以下「県委員会」という。）が、関係機関・団体等の協力を得て行うものとする。

### 3 宿舎の確保

大会参加者の宿舎については、可能な限り競技会場に近い宿泊施設の確保に努める。

### 4 配宿の基準

配宿に当たっては、競技会場及び練習会場までの交通の便等を考慮し、配宿する。

### 5 宿泊料金

宿泊料金については、（公財）全国高等学校体育連盟（以下「全国高体連」という。）と配宿担当企業が、予め佐賀県内の旅館ホテル組合と協定し、全国高等学校総合体育大会中央委員会で決定する。

### 6 配 宿

大会参加者の配宿については、全国高体連が広域的な配宿を行うために設置する配宿センターと県委員会が連携を図りながら実施する。

### 7 食 事

食事については、衛生的で品質及び栄養量等を十分に考慮した献立とする。

### 8 宿 舎

風紀上又は衛生上支障があると認められる宿泊施設には配宿させないものとする。

## 令和6年度全国高等学校総合体育大会 佐賀県保健医療対策基本方針（案）

### 1 趣 旨

令和6年度全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という。）に参加する都道府県本部役員、選手、監督、大会役員、競技役員、運営役員、補助員、視察員及び報道関係者等（以下「大会参加者」という。）並びに一般観覧者の保健医療については、良好な条件の下に競技、運営、取材及び観覧ができるよう医療救護、環境衛生及び食品衛生等の対策に万全を期す。

### 2 関係機関との連携

医療救護、環境衛生及び食品衛生等については、令和6年度全国高等学校総合体育大会佐賀県準備（実行）委員会（以下「県委員会」という。）が関係機関・団体の協力を得て行うものとする。

### 3 医療救護対策

県委員会は、競技会場及び練習会場における大会参加者及び一般観覧者の傷病発生に対し、適切な措置がとれるよう努める。（大会参加者については、宿舍等を含む。）

### 4 環境衛生対策

県委員会は、大会参加者及び一般観覧者に清潔で良好な環境を提供するため、大会で利用する施設及びこれらの周辺における環境整備に努める。

また、感染症の発生及びまん延防止のため、基本的な感染症の予防策の基礎知識やそれに基づく行動などの周知を行い、関係者の意識を高めるとともに、競技会場、練習会場等での必要な感染予防策を講ずる。

### 5 食品衛生対策

県委員会は、大会参加者及び一般観覧者の食品や飲料水等に起因する事故を未然に防ぐよう努める。

## 令和6年度全国高等学校総合体育大会 佐賀県医療救護対策要項（案）

### 1 趣旨

令和6年度全国高等学校総合体育大会佐賀県保健医療対策基本方針に基づき、本大会に参加する都道府県本部役員、選手、監督、大会役員、競技役員、運営役員、補助員、視察員及び報道関係者等（以下「大会参加者」という。）並びに一般観覧者の医療救護に万全な体制を確立するために、必要な事項を定めるものとする。

### 2 業務の推進

令和6年度全国高等学校総合体育大会佐賀県準備（実行）委員会（以下「県委員会」という。）は、医療救護対策業務に関係する機関・団体等の協力を得て、医療救護対策を推進する。

### 3 業務の実施体制

#### （1）救護所

- ア 各競技会場、練習会場及び必要な場所に、必要な期間、救護所を設置する。
- イ 救護所には、原則として医師、看護師、係員及び補助員（以下「救護衛生担当」という。）を配置する。

#### （2）救護衛生担当

- ア 救護衛生担当は応急処置（手当）を行うものとし、必要に応じて関係機関と連絡を取り、患者移送の手配等を行う。
- イ 救護衛生担当は、必要に応じて救急車又は患者移送のための車両を配置し、要請に応じて救急搬送を行う。
- ウ 救護衛生担当は、患者の移送先医療機関と連絡を取り、患者の状況や処置（手当）結果等の把握を行うとともに、速やかに患者の引率者及び都道府県選手団本部等の関係者に連絡する。

#### （3）その他

感染症対策については、別途定める。

### 4 宿泊施設における医療救護対策

- （1）県委員会は、医療機関等と連絡調整の上、夜間及び休日等診療時間以外の救急体制について、宿泊施設管理者に対して明確にしておく。
- （2）宿泊施設滞在中に発病した患者の処置については、医療機関の紹介及び必要に応じて救急車の出動要請等を行うとともに、速やかに患者の状況等を県委員会へ報告するよう、宿泊施設管理者に要請する。

## **5 医薬品及び医療用具等**

- (1) 県委員会は、医薬品その他必要な医療用具等を競技種目、参加人員等に応じて救護所に配備する。
- (2) 医薬品及び医療用具等の管理・配布は、救護衛生担当が行う。

## **6 医療費の負担区分**

県委員会が負担する経費は、救護所が行う措置に要する経費とし、病院等での医療費については受診者の負担とする。

## **7 その他**

その他必要な事項は、その都度別途定める。

## 令和6年度全国高等学校総合体育大会 佐賀県環境・食品衛生対策要項（案）

### 1 趣旨

令和6年度全国高等学校総合体育大会佐賀県保健医療対策基本方針に基づき、本大会に参加する都道府県本部役員、選手、監督、大会役員、競技役員、運営役員、補助員、視察員及び報道関係者等（以下「大会参加者」という。）並びに一般観覧者の環境・食品衛生対策に万全な体制を確立するため、必要な事項を定めるものとする。

### 2 業務の推進

令和6年度全国高等学校総合体育大会佐賀県準備（実行）委員会（以下「県委員会」という。）は、環境・食品衛生対策業務に関係する機関・団体等の協力を得て、環境・食品衛生対策業務を推進する。

### 3 事前の対策

(1) 県委員会は、次の事項を関係機関等に要請する。

#### ア 環境衛生対策

- (ア) ねずみ、衛生害虫等駆除の指導
- (イ) その他環境衛生対策に関すること

#### イ 宿泊施設の衛生対策

- (ア) 衛生講習会等による衛生教育の実施
- (イ) 宿泊施設従業員に対する衛生管理の指導
- (ウ) その他宿泊施設の衛生対策に関すること

#### ウ 食品衛生対策

- (ア) 食品関係営業施設の監視指導
- (イ) 食品衛生指導員による衛生指導の推進
- (ウ) 食品衛生責任者の資質向上による自主管理の促進
- (エ) 弁当の衛生対策指導
- (オ) 衛生講習会等による衛生教育の実施
- (カ) その他食品衛生対策に関すること

#### エ 飲料水衛生対策

- (ア) 水道水等の水質管理指導
- (イ) その他飲料水衛生対策に関すること

(2) 県委員会は、次の事項を行う。

ア 環境衛生対策

(ア) 環境美化の実施

(イ) 会場等の便所・ごみ容器等の衛生対策

(ウ) ごみの分別指導

(エ) その他環境衛生対策に関すること

イ 感染症対策

(ア) 感染症対策に関する事前の周知

(イ) その他感染症対策に関すること

#### 4 大会期間中の体制

(1) 環境・食品衛生対策に関する本部等の設置

県委員会は関係機関等の協力を得て、環境・食品衛生対策に関する本部等を県委員会内に設置する。

(2) 感染症・食中毒等発生時の対策

県委員会は、感染症・食中毒等の発生及びその疑いを探知したときは、所轄の保健福祉事務所、その他関係機関の指示を受けて、速やかに対策を講じる。

#### 5 その他

その他必要な事項は、その都度別途定めるものとする。

佐賀県宿泊・衛生関係業務年次別推進計画（案）

業 務 内 容	令和4年度 (2年前)	令和5年度 (1年前)	令和6年度 (開催年)
<b>1 宿泊・配宿</b>			
(1) 宿泊対策	基本方針策定		
(2) 宿泊施設	広報・周知	客室提供依頼・調査	
(3) 宿泊要項	原案検討	宿泊要項作成・料金検討 【総体中央委員会承認】	要項決定 大会HP掲載
(4) 宿泊申込書		検討・作成	申込書決定 大会HP掲載
(5) 配宿計画・配宿センター	配宿計画検討	配宿センター設置(全国高 体連) 宿泊計画の作成(仮配宿)	宿舎決定 本配宿
<b>2 弁当調達</b>			
(1) 弁当調達要項		調達要項作成 業者選定	大会HP掲載 弁当調達
<b>3 保健・医療・救護</b>			
(1) 保健医療対策	基本方針策定		
(2) 医療救護対策	要項作成	実施要領作成	関係機関等との連絡調整、 救護所の設置
<b>4 環境・食品衛生</b>			
(1) 環境・食品衛生対策	要項作成	実施要領作成	
(2) 関係施設等への指導・ 周知徹底		関係機関への要請 関係施設への指導、周知徹 底	衛生対策講習会等開催

## 第4号議案

### 交通・防災専門委員会関係

## 令和6年度全国高等学校総合体育大会 佐賀県交通・防災対策基本方針（案）

### 1 趣 旨

令和6年度全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という。）に参加する各都道府県本部役員、選手、監督、大会役員、競技役員、運営役員、補助員、視察員、報道関係者等（以下「大会参加者」という。）及び一般観覧者の交通・防災対策については、関係機関及び団体等の協力を得て、安全かつ円滑な交通・防災に努める。

### 2 輸送交通対策

大会期間中における大会参加者の輸送交通については、令和6年度全国高等学校総合体育大会佐賀県準備（実行）委員会（以下「県委員会」という。）が、関係機関・団体等と連携を図り、必要な対策を講ずる。

- （1）輸送交通計画の策定及び実施については、県委員会が関係機関・団体等の協力を得て行う。
- （2）大会参加者の交通手段は、原則として公共交通機関によるものとする。
- （3）会場及びその周辺における安全で円滑な交通を確保するため、県委員会は関係機関・団体等の協力を得て、必要な交通対策を講ずる。

### 3 輸送交通の案内

大会期間中の輸送方法及び交通整理等については、各種媒体による広報活動を通して大会関係者及び県民に周知徹底を図るとともに、必要に応じて案内所や案内表示板を設置し、交通混雑の緩和及び車両の的確な誘導に努める。

### 4 警備防災対策

大会における警備防災対策については、県委員会が関係機関・団体等の協力を得て必要な対策を講ずる。

- （1）競技会場、練習会場及び宿舍等における保安や犯罪防止、事故防止等の警備対策については、県委員会が関係機関・団体等の協力を得て、必要な対策を講ずる。
- （2）競技会場、練習会場及び宿舍等における火災の防止や災害時の避難誘導等の防災対策については、県委員会が関係機関・団体との協力を得て、必要な対策を講ずる。

### 5 危機管理対策

大会期間中を通して、災害、死亡事故等緊急事案が発生した場合の対応については、県委員会、関係機関・団体等が緊密に連携を図り、迅速かつ的確な対応を講ずる。

佐賀県交通・防災関係業務年次別推進計画（案）

業 務 内 容	令和4年度 (2年前)	令和5年度 (1年前)	令和6年度 (開催年)
<b>1 交通・防災</b>			
(1) 交通・防災対策	基本方針策定		
<b>2 輸送交通</b>			
(1) 輸送交通対策		要項作成 輸送交通計画の策定	
(2) 大会参加者への調査 (利用交通機関等)		意向調査 駐車場確保の検討	調査(宿泊申込時) 交通整理・駐車場要員の 編成・指導・実施
(3) 交通規制案内図・案内板		検討	案内図・案内板等設置
(4) 駐車場案内図・案内板		検討	案内図・案内板等設置
<b>3 警備防災</b>			
(1) 警備対策		要項作成	実施
(2) 防災危機管理対策		要項作成 防火・防災対策指導等 (宿泊施設)	実施
(3) 緊急時対応の手引き (競技種目別大会)		検討	作成・配布

令和6年度全国高等学校総合体育大会 佐賀県開催競技種目別大会 日程・競技会場（案）

第5号 議案

【注意】

令和5年4月に開催される全国高校総体中央委員会で承認されるまでは未確定。

開催競技 (会場地)	7											8																		
	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
競技会場候補	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
SAGAサンライズパーク								○	●	●	●	◆																		
SAGAアリーナ メインアリーナ									●	●	●	●	●																	
SAGAサンライズパーク									●	●	●	●																		
SAGAアリーナ サブアリーナ									●	●	●	●																		
SAGAサンライズパーク									●	●	●	●																		
SAGAプラザ 大競技場									●	●	●	●																		
*佐賀市立諸富文化体育館									●	●	●	●																		
吉野ヶ里町文化体育館									●	●	●	●																		
SAGAサンライズパーク	○	●	●	●	◆																									
SAGAアリーナ メインアリーナ																														
SAGAサンライズパーク																														
SAGAアリーナ メインアリーナ																														
嬉野市中央体育館																														
SAGAサンライズパーク																														
SAGAプラザ 大競技場																														
SAGAサンライズパーク																														
SAGAアーク																														

○：競技種目別開会式 ■：競技種目別開会式後競技 ●：競技 ◆：競技終了後閉会式

\*佐賀市立諸富文化体育館については、改修工期未定のため確定に時間を要する。

<施設別>

競技会場候補	7							8																							
	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	
SAGAサンライズパーク SAGAアリーナ メインアリーナ	○	●	●	●	◆		○	●	●	●	◆				○	●	●	●	●	●	◆										
SAGAサンライズパーク SAGAアリーナ サブアリーナ								●	●	●																					
SAGAサンライズパーク SAGAプラザ 大競技場				■	●	◆			●	●	●																				
SAGAサンライズパーク SAGAアーク																											■	●	●	◆	
吉野ヶ里町文化体育館																															
佐賀市立諸富文化体育館									●	●	●																				
嬉野市中央体育館											■	●	●	◆																	

○：競技種目別開会式    ■：競技種目別開会式後競技    ●：競技    ◆：競技終了後閉会式

令和6年度全国高等学校総合体育大会  
佐賀県実行委員会会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 この会は、令和6年度全国高等学校総合体育大会佐賀県実行委員会（以下「実行委員会」という。）という。

（目的）

第2条 実行委員会は、令和6年度全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という。）の佐賀県における競技種目別大会（以下「大会」という。）の開催に関し、準備及び運営に当たることを目的とする。

（事業）

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 大会開催の総合企画に関すること。
- (2) 大会の運営に関すること。
- (3) 大会開催に必要な競技施設・設備等に関すること。
- (4) 佐賀県、佐賀県教育委員会、佐賀県高等学校体育連盟、市町、市町教育委員会、（公財）佐賀県スポーツ協会等関係団体との連携に関すること。
- (5) 前各号のほか、大会開催に必要な事項に関すること。

第2章 組織

（組織）

第4条 実行委員会は、会長及び次に掲げる者のうちから、会長が委嘱した者（以下「委員」という。）を持って組織する。

- (1) 佐賀県及び佐賀県教育委員会並びに市町及び市町教育委員会の役職にある者
  - (2) 佐賀県高等学校体育連盟及び関係競技専門部の役職にある者
  - (3) （公財）佐賀県スポーツ協会及び佐賀県関係競技団体の役職にある者
  - (4) 佐賀県高等学校長協会、佐賀県高等学校文化連盟及び佐賀県内の学校関係団体の役職にある者
  - (5) 報道関係者
  - (6) 前各号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者
- 2 前項各号の委員に異動があった場合は、その後任者を委嘱する。
- 3 会長及び委員は、無報酬とする。

（役員）

第5条 実行委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 2名

（役員を選任）

第6条 会長は、佐賀県教育委員会教育長をもって充てる。

- 2 副会長は、総会の同意を得て、委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 監事は、総会の同意を得て、会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理する。
- 3 監事は、実行委員会の会計を監査する。

(顧問)

第8条 実行委員会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要な会務の諮問に応じる。

(任期)

第9条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的を達成するときまでとする。ただし、会長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、顧問について準用する。
- 3 会長は、第1項の規定により委員等に変更があった場合は、次の総会において報告する。

### 第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

- 2 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
  - (1) 会則の制定及び改廃に関すること。
  - (2) 大会開催の企画・運営に関すること。
  - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
  - (4) 予算及び決算に関すること。
  - (5) その他重要な事項に関すること。
- 3 総会の議長は、会長又は会長の指名する副会長が当たる。
- 4 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない場合は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議事に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 5 総会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 前4項の規定にかかわらず、会長が必要と認めたときは、書面又は電子メールにより総会を開会することができる。この場合において、賛否等を表明した委員を出席委員とみなす。

(専門委員会)

第12条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、総会から付託された専門的事項を調査・審議し、その結果を次の総会に報告しなければならない。
- 3 専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第13条 会長は、総会を招集するいとまがないと認めるときは、その議決すべき事項について、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会において報告し、その承認を得なければならない。

## 第5章 事務局

(事務局)

- 第14条 実行委員会の事務を処理するため、佐賀県教育庁内に事務局を置く。
- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第6章 会計

(経費)

- 第15条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(事業計画及び予算)

- 第16条 実行委員会の事業計画及び予算は、会長が調製し、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

(事業報告及び決算)

- 第17条 実行委員会の事業報告及び決算については、監事の監査を受けた上で、総会において承認を得なければならない。

(会計年度等)

- 第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定めるもののほか、佐賀県の財務に関する諸規則に準ずるものとする。

## 第7章 解散

(解散)

- 第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときに解散する。

## 第8章 補則

(会長への委任)

- 第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

- 1 この会則は、令和5年 月 日から施行する。
- 2 令和6年度全国高等学校総合体育大会佐賀県準備委員会会則（令和4年7月22日制定。以下「旧会則」という。）は、廃止する。
- 3 この会則施行の際、現に旧会則に基づいて決定された事項又は行われた行為については、この会則により決定され、又は行われたものとみなす。

# 參考資料

## 令和6年度全国高等学校総合体育大会 佐賀県準備委員会専門委員会規程

### (目的)

第1条 この規程は、令和6年度全国高等学校総合体育大会佐賀県準備委員会会則（以下「会則」という。）第10条第3項に基づき、専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 専門委員会の名称は次のとおりとする。

- (1) 広報・報道専門委員会
- (2) 競技専門委員会
- (3) 宿泊・衛生専門委員会
- (4) 交通・防災専門委員会

2 専門委員会は、会則第10条第2項に定める事務を処理するものとする。

3 専門委員（以下「委員」という。）は、無報酬とする。

### (委員長等)

第3条 専門委員会に、委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから令和6年度全国高等学校総合体育大会佐賀県準備委員会会長（以下「会長」という。）が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、専門委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、会長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

2 委員が委嘱時の機関及び団体の役職を離れたときは、その役職の後任者が委員を務めるものとする。

### (会議)

第5条 専門委員会は、必要に応じて会長が招集し、委員長がその議長となる。

2 専門委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 やむをえない理由のため専門委員会に出席できない委員は、代理人を出席させることができる。この場合、前項の適用については、当該委員の出席があったものとみなす。

4 委員長は、必要があると認めるときは、有識者等の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附則

この規程は令和4年8月31日から施行する。